

令和 7 年 9 月 26 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

厚 生 常 任 委 員 会 資 料

(令和 7 年 9 月 22 日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和 7 年度 9 月補正予算

ページ

- 1 令和 7 年度一般会計 9 月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】・・・ 1

議案（条例その他）

- 2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要・ 2
- 3 ライトセンターの指定管理者の指定の概要 …………… 3

1 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
ライトセンター指定管理費	千円 1,827,650	前 年 度 末 までの支出 (見 込) 額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 103,610
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令和 7 年度 ～ 令和 12 年度	1,827,650		そ の 他	7,955
					一般財源	1,716,085	

2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

入居申込者に対する説明、契約等における文書の交付に代えて提供できる電磁的方法について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。（第13条第7項第2号関係）

(3) 施行期日

公布の日

3 ライトセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県ライトセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	ライトセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会
(イ) 主たる事務所の所在地	座間市入谷東三丁目55番1号
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

(参考) 指定管理者候補の選定過程等

1 選定過程

(1) 募集期間

令和7年4月21日から令和7年6月16日

(2) 現地説明会

希望する法人がなかったため開催なし

(3) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和6年10月18日 ～10月22日	第1回	<書面開催> 指定管理者の選定に係る選定基準等の検討
令和7年3月18日	第2回	現地視察
令和7年7月18日	第3回	書類審査、プレゼンテーション、質疑応答、 採点及び審査報告書の作成

(4) 応募団体と評価点

順位	団体名 (所在地)	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	特定非営利活動法人 神奈川県視覚障害者福祉協会 (座間市)	70	5	23	98

(5) 働き方・行政改革推進本部幹事会

令和7年8月19日 指定管理者候補の選定

2 指定管理者候補

名 称	特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会
概 要	(1) 設立年月日 平成16年10月1日 (2) 代表者 理事 鈴木 孝幸 (3) 所在地 神奈川県座間市入谷東三丁目55番1号 (4) 主な事業 ・ 福祉の増進を図る活動 ・ 社会教育の推進を図る活動 ・ 文化・芸術及びスポーツの振興を図る活動
選定理由	神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。 【サービスの向上】 ○ すべての項目で良好な評価が得られている。 【管理経費の節減等】 ○ 提案額の積算は適切になされている。 【団体の業務遂行能力】 ○ 財政的な能力の項目において、手元資金の少なさや経理体制に懸念はあるが、その他の項目については良好な評価が得られている。